

# 札幌市中央区P T A連合会規約

## 第一章 総 則

### 第1条 (名 称)

この会は、札幌市中央区P T A連合会と称し、事務局を札幌市立山鼻中学校に置く。

### 第2条 (目 的)

この会は、札幌市中央区内（以降、区内とする）のP T A相互の協調連携をはかり、学校教育、家庭教育、社会教育の充実振興に寄与することを目的とする。

### 第3条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 区内の各P T Aの連携に関する事
- 2 学校教育、家庭教育および社会教育に関する事
- 3 幼児および児童・生徒の健全育成に関する事
- 4 札幌市P T A協議会および関係機関、団体等の連携に関する事
- 5 その他、必要な事業

### 第4条 (構 成)

この会は、区内の次の団体をもって構成する。

- 1 市立幼稚園P T A
- 2 市立小学校P T A
- 3 市立中学校P T A

## 第二章 役員、理事、監事 および顧問

### 第5条 (役員、理事、監事および顧問)

この会に、次の役員、理事および監事をおく。また、必要に応じて顧問を置くことができる。

- |       |                          |                        |
|-------|--------------------------|------------------------|
| 1 役員  | (1) 会 長                  | 1名                     |
|       | (2) 副会長                  | 若干名 (小学校長1名、中学校長1名を含む) |
| 2 理事  | (1) 総務、研修の専門委員会の委員長と副委員長 | 若干名                    |
|       | (2) 事 務 局 長              | 1 名                    |
| 3 監 事 |                          | 2 名                    |
| 4 顧 問 |                          | 若干名                    |

なお、特別委員会の委員長と副委員長（若干名）は独立した職責とする。

### 第6条 (選 任)

役員、理事および監事は、総会において選任する。ただし、会長は会長選考委員会で推薦された者を、また、副会長、理事および監事(事務局長を除く)は、役員会内規の「輪番表」に従い単位P T Aより選出された者を充てる。

なお、この会の会員が市P協の会長、副会長または監事になったときは、「輪番表」に関らずこの会の副会長または顧問を兼任する。

### 第7条 (任 期)

- 1 会長の任期は、就任後の次回定期総会の終結の時までとするが、再任を妨げない。
- 2 副会長、理事、監事及び顧問(事務局長を除く)の任期は、就任後の次回定期総会の終結の時までとするが、再任を妨げない。なお、任期は、原則、副会長、理事(事務局長を除く)は最長2年、監事は1年とし、諸事情が生じた場合は任期の短縮、および延長を認める。

### 第8条 (職 務)

- 1 会長は、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはあらかじめ役員会で定めた順序に従い代行する。
- 3 理事は、各委員会の会務と本会の会務の執行にあたる。

- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じる。
- 6 会長、副会長は、本会の各委員会のいずれかの「顧問」を兼務する。
- 7 会長、副会長は、札幌市PTA協議会の理事、委員、委嘱委員等を兼務する。

## 第三章 会 議

### 第9条（総 会）

- 1 総会は本会の最高議決機関で、毎年5月に会長が招集する。ただし必要があるときは、臨時総会を招集することができる。なお、総会は2項で規定された者の四分の三以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意によって可決する。
- 2 総会は各単位PTAの会長、副会長（2名）、学校長（1名）の計4名の出席者を要する。
- 3 総会は次の事項を審議する。
  - （1）決算および次年度予算
  - （2）会計および業務監査報告
  - （3）事業の報告および次年度計画
  - （4）新役員の選出
  - （5）規約の改廃
  - （6）表彰など、その他、必要な事項

### 第10条（役員三役会と役員会）

#### 1 役員三役会

役員三役会は、会長、副会長、事務局長で構成し、必要に応じて会長が招集する。また、役員三役と委員長からなる拡大三役会をおこなうことができる。

- （1）役員会に提出する原案の作成
- （2）会務の執行の調整に関する事項
- （3）その他、委員会、札幌市PTA協議会及び関係団体等から委嘱された事項

#### 2 役員会

役員会は役員三役、理事によって構成し、必要に応じて会長が招集する。

但し、監事および顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。

- （1）総会に提出する原案の作成
- （2）会務の執行に関する事項
- （3）その他、総会から委嘱された事項

### 第11条（委員会）

第一章、第2条および第3条の目的を達成するために、この会に次の専門委員会および特別委員会を置き、それぞれの会務を行う。

- |         |    |   |
|---------|----|---|
| 1 総務委員会 | —— | 全体の総括および他の委員会に属しない会務の企画と実施                |
| 2 研修委員会 | —— | 各種研修活動の企画と実施                              |
| 3 特別委員会 | —— | 第一章第2条、3条の目的を、二委員会と役員会で達成することができない場合に設置する |

### 第12条（会長会および会長・副会長会）

会長は、必要がある場合には、中間議決機関として単位PTAの会長および副会長を招集し、会長会および会長・副会長会を開催することができる。

### 第13条（部 会）

この会は、幼・小学校部会、中学校部会およびその他の部会を設置することができる。

## 第四章 会計

### 第14条 (会計)

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

### 第15条 (経費)

この会の経費は、次にあげるものをもって充てる。

- 1 会費
- 2 助成金
- 3 その他の収入

## 第五章 事務局

### 第16条 (事務局)

この会に、事務局を置き、事務局長をおく。

## 第六章 細則

### 第17条 (細則)

この会の運営に必要な場合には、役員会の議決により、細則の設定ならびに改廃を行うことができる。

(付 則) この会の規約は、昭和61年5月20日より施行する。

平成 4年5月12日より施行する。

平成14年5月16日 一部改正

平成17年5月12日 一部改正

平成18年5月11日 一部改正

平成20年5月 8日 一部改正

平成21年5月 8日 一部改正

平成22年5月 7日 一部改正

平成26年5月12日 一部改正

平成30年5月14日 一部改正

令和元年12月 6日 一部改正 令和 2年5月14日 施行

# 札幌市中央区PTA連合会細則

## 役員選考規定

### 第1条(規定)

この規定は、規約第6条並びに第17条に基づく、役員選考についての細則である。

### 第2条(選考)

副会長、理事(ただし、校長会からの副会長および事務局長を除く)、監事は、別に定める「輪番表」に基づき、当該年度の当番校(園)のPTAが推薦した候補を、総会において承認し、選任するものとする。

なお、この会の会員が市P協の会長、副会長または監事になったときは、役員会においてその者を副会長または顧問に選任する。

### 第3条(会長選考構成員)

会長選考のため、会長選考委員会を設ける。

また、会長選考委員会の構成員は以下の8名とする。

1	小学校長会、中学校校長会から各1名	2名
2	輪番によって決められた単位PTAの会長	3名
3	総務、研修委員長	2名
4	事務局長	1名

### 第4条(会長選考)

- 1 会長選考委員会は、新年度総会までに候補者を選出し、総会終了と同時にその任を終える。
- 2 委員長と副委員長は各1名とし、委員会内の互選により決める。
- 3 会長選考委員会は、事前に単位PTAへ、会長選出に係る告示を行う。
- 4 会員が立候補するときは、単位PTAの推薦を要する。
- 5 会長は、単位PTAおよび選考委員より推薦された者の中から選考する。
- 6 会長選考委員会は、選出した会長候補者について事前に役員会に報告し、総会等の事務処理に資すること。

### 第5条(会長の資格)

- 1 本会の会長は、単位PTAの会長、副会長及び同役職の経験者とする。
- 2 会長の任期は、次年度の本会の総会までの一年間とするが、再任を妨げない。
- 3 会長選考委員から会長に推薦された委員は委員を辞任するが欠員補充はしない。

### 第6条 この規定は昭和61年7月12日から施行する。

平成16年	4月21日	一部改正		
平成17年	5月12日	一部改正		
平成18年	5月11日	一部改正		
平成20年	5月8日	一部改正		
平成21年	5月8日	一部改正		
平成22年	5月7日	一部改正		
令和元年	5月13日	一部改正		
令和元年	12月6日	一部改正	令和2年	5月14日 施行

## 慶 弔 規 定

### 第1条 (規 定)

この規定は、規約第17条に基づく慶弔についての細則である。

### 第2条 (弔 意)

本会の役員、理事、監事、専門委員会委員、各单位PTA会長および副会長、校(園)長、死亡の場合は、弔電をおくり弔意を表す。

### 第3条 (見舞金)

会長は、前条の場合の他、特に必要があると認めるときは、役員三役会に回り、慶弔見舞金をおくることができる。

### 第4条 この規定は昭和61年 7月12日から施行する。

平成18年 5月11日 一部改正

令和 元年12月 6日 一部改正

## 事 務 局 運 営 規 定

### 第1条 (規 定)

この規定は、規約第16条に基づく、事務局運営についての細則である。

### 第2条 (事務局長)

事務局に事務局長をおく。人選については札幌市PTA協議会会長に一任する。  
また、事務局長の任期については、札幌市PTA協議会の規程に従う。

### 第3条 (会 務)

務局は次の会務を行う。

- 1 会務の総括、連携調整、ならびに、他の委員会に所属しない会務の企画と実施
- 2 庶務に関すること
- 3 会計に関すること
- 4 事務局の管理に関すること

### 第4条 この規定は昭和61年 7月12日から施行する。

平成18年 5月11日 一部改正

令和 元年12月 6日 一部改正

## 旅 費 規 定

### 第1条 (規 定)

この規定は、規約第17条に基づく、会計の執行についての細則である。

### 第2条 (規定対象)

旅費規定の対象は次のとおりとする。

- 1 区P連主催の諸会議、諸行事についての参加旅費は、各单位PTAの負担とする。  
ただし、本会の会長と札幌市PTA協議会に就任した本会の役員に係る諸経費は、原則として、区P連の一般会計より拠出する。
- 2 市P協、道P、日Pおよび関係機関、関係諸団体の行事に中央区PTA連合会を代表して参加するものについては、交通費の一部を支給する。
- 3 前1、2号の場合で宿泊を伴うものについては、宿泊費の支給の有無および額を役員会において別途協議するものとする。

- 4 第三章、第11条により設置された、特別委員会の委員については、交通費の一部を支給する。
- 5 その他、役員三役会で認めたもの。

**第3条** この規定は昭和61年 7月12日から施行する。

平成18年 5月11日 一部改正

令和 元年12月 6日 一部改正

## 表 彰 規 定

### 第1条 (規 定)

この規定は、規約第17条に基づく、表彰についての細則である。

### 第2条 (表 彰)

本会は、次により表彰を行う。

#### 1 対 象

- (1) 本会の運営に功績のあったもの
- (2) 中央区のPTA活動に貢献し、広く社会教育の振興に寄与したもの
- (3) 中央区単位PTA、その他の団体

#### 2 表彰内容

- (1) 中央区PTA連合会「表彰状」
- (2) 表彰は、本会の総会で行う。

### 第3条 (表彰選考委員会)

1 表彰のために、以下の8名からなる表彰選考委員会をもうける。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会 長  | 1名 |
| (2) 副会長  | 2名 |
| (3) 校 長  | 2名 |
| (4) 各委員長 | 2名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |

2 本委員会においては、各PTAの活動状況および、その成果をひろく評価する方策を講じ、資料等の記録と閲覧を可能にすること。

3 被推薦該当PTAの同意を受けてから、推薦に係る公示や事務処理を行う。

4 役員会へ被推薦該当PTA名を資料とともに挙げ、役員会にて決定する。

5 本委員会は「札幌市PTA協議会表彰校」および「文部科学省表彰校」「日本PTA協議会長表彰校」も併せて推薦し、3、4選考の手続きを経ること。

6 事務局は、感謝状および表彰状の作成をおこなう。

7 「札幌市PTA協議会表彰校」および「文部科学省表彰校」「日本PTA協議会長表彰校」の推薦状等の作成は、被推薦該当PTAと本委員会で行う。

**第4条** この規定は昭和61年 7月12日から施行する。

平成18年 5月11日一部改正

令和 元年12月 6日一部改正

令和 2年 5月14日一部改正

# 札幌市PTA協議会の代議員の選考規定

## 第1条（規定）

この規定は、札幌市PTA協議会の中央区選出代議員の選考についての細則である。

## 第2条（委嘱）

会長は、札幌市PTA協議会の中央区選出の代議員を委嘱する。

## 第3条（代議員）

代議員には、札幌市PTA協議会の役員・監事及び理事以外の、中央区P連の単位PTA会長及び中央区P連役員・理事・監事の中から委嘱する。

## 第4条（任期）

代議員の任期は、次年度の市P協の総会までとするが、再任を妨げない。

## 第5条（委任）

代議員が市P協総会に出席できないときは、当会の会長は第3条に準じて代理するものを選任し、当該代議員はその代理するものに、代議員としての一切の権利を委任するものとする。

## 第6条 この規定は、平成20年 5月 8日から施行する。

令和 元年12月 6日 一部改正

# 個人情報に関する取扱運用規定

## 第1条（目的）

札幌市中央区PTA連合会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱と活動の円滑な運営を図るため、PTA役員名簿・委員会名簿・区P連主催行事等の各種記録や写真及びその他の個人情報の取扱について定めるものとする。

## 第2条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共にPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

## 第4条（取扱者）

本会における個人情報取扱者は、副会長・各委員会委員長・会長選考委員会委員長・事務局長とする。

## 第5条（秘密保持義務）

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## 第7条（周知）

個人情報取扱の方法は、必要に応じて総会、役員会・会長副会長会・委員会等で各単Pに周知する。

## 第8条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 負担金及び区P連行事への参加費等の集金業務
- (2) 区P連主催行事・諸会議等の案内文書の送付及び連絡業務
- (3) 区P連役員会・委員会等の運営業務
- (4) 区P連役員等の推薦及び各単P団体表彰推薦業務
- (5) 市P協ホームページ等への広報活動

## 第9条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

## 第10条（管理）

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第11条（電子データの保管及び持ち出し等）

個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## 第12条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



**第13条**（第三者提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 提供する対象者の氏名
- （3） 提供する情報の項目
- （4） 対象者の同意を得ている旨

**第14条**（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1） 第三者の氏名
- （2） 第三者が個人情報を取得した経緯
- （3） 提供を受ける対象者の氏名
- （4） 提供を受ける情報の項目
- （5） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

**第15条**（情報の開示）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

**第16条**（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

**第17条**（研 修）

本会は、役員（当該年度役員名簿掲載された者の内、小中校長副会長を除く全員）に対して、適宜個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

**第18条**（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

**第19条**（改 正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、規約第17条をもって改定する。なお本規約を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって周知する。

付則 本規定は、令和元年12月6日より施行する。

# 中央区PTA連合会ホームページ運用規定

## 第1条（運営目的）

札幌市中央区PTA連合会（以下「中央区P連」）が中央区P連のホームページ（以下「HP」という）を運営する目的は以下の通りとする。

- （1）区P連の会務運営に関する情報を速やかに所属のPTA会員に知らせること。
- （2）区P連、単位PTAの活動等を近隣地域に紹介し、情報交流を促すこと。

## 第2条（運営主体）

- （1）HPは区P連が主体的に運営し、会長がその責任を負う。
- （2）区P連役員等はHP運営の目的達成のため、積極的な協力をする。
- （3）本規定の内容に関する改変等は、会長が提案をし、役員会の議を経て決定する。

## 第3条（HPの管理）

- （1）HPの管理は事務局で行う。
- （2）HPの掲載情報に関する基準等は、「個人情報取扱規則」の則り、情報の品位の維持に努める。

## 第4条（ISP契約）

HPの運用に伴うインターネット・プロバイダ等との契約事項（以下「ISP契約」という）は事務局が役員会に提案をし、役員会の審議を経て決定をする。

- （1）ISP契約に伴う認証情報（ログイン名・パスワード等）は、事務局が不正に使用されないように管理する。
- （2）HPの運用に関する費用のうち、以下の掲げるものは、区P連一般会計の通信費を充当する。
  - ① ISP契約経費
  - ② ホームページサーバー借上げ費用

## 第5条（運営の改廃）

- （1）HPの運用形態について下記に掲げるような著しい改変を行おうとするときは3ヶ月前までに役員会の承認を得て、HP上でその旨を告知する。
  - ① 組織名等の変更
  - ② ホームページサーバー借上げ費用
- （2）HPの運営を休止または廃止とする場合は、その6ヶ月前までに役員会に提案し役員会で承認した場合、速やかにその旨をHP上に告知する。
- （3）HPを休止または廃止したときは直ちにISP契約を解約する。

## 第6条

この規定は、令和元年12月6日から施行する。